

第4回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月25日(火)13時30分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2

3. 出席委員 14人

会長 1番 内海 武博

会長職務代理者 2番 作田 博 3番 折元 文則

4番 上野 悟 5番 安井 弘之 6番 夏見 弘則

7番 得納 逸二 8番 宮丸 和也 9番 鈴木 義昭

10番 荻田 光 11番 日南田貴美 12番 吉儀 良弘

13番 桜井 陽子 14番 島津 健治

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 なし

5. 議事録署名委員の指名 5番 安井 弘之 6番 夏見 弘則

6. 議事日程

第1 付議事項

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について(3件4筆)

議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件1筆)

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について(17件19筆)

議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)

議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定による農用地利用集積計画について(一括方式)

第2 協議事項

(1) 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

第3 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

(3) 非農地証明申請について(5件5筆)

(4) 農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)

(5) 農業相談について

第4 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 垣内賢司・係長 城西隆志・主査 鶴田知子

8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課 堂本直樹

9. 傍聴者 庄原市農業委員会会長 ほか2名 計3名

10. 会議内容(議長 1番 内海 武博) (開会13時30分)

事務局 定刻となりましたので、農業委員会第4回総会を開催いたします。

(異動内容について説明)

事務局長・事務局員自己紹介

事務局 (異動内容について説明)

では、総会にあたりまして、注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席してください。では会長、挨拶をお願いします。

会長 (会長挨拶：省略)

議長 それでは第 4 回農業委員会総会を開会いたします。現在の在任委員は 14 人、本日の出席委員は 14 人です。世羅町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立いたします。本日の総会の議事録署名者は、5 番 安井 弘之委員さん、6 番 夏見 弘則委員さんをお願いをいたします。本日の総会は、傍聴希望がありましたので、許可をしております。

(報告事項)

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から、報告事項(1)「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 はい、議案集 142 ページをご覧ください。報告事項(1)「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」合意解約の関係でございます。(以下 13 件 41 筆について議案集により報告。)報告については以上です。

(付議事項)

議長 はい、次に付議事項に入りますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、推進委員は 1 名のみ入室していただき、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。また、待機場所が密となるため、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただくこととしますので、よろしくをお願いします。

(議案第 12 号)

議長 それでは、議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」(3 件 4 筆)を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 1 ページをご覧ください。議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の関係でございます。こちらにつきましては、4 月 1 日から公示の方が変わりまして、下限面積の要件等がなくなっておりますので譲り受人の提示条件につきましては「ゼロ」と記載させていただいておりますが、こちらの方は要件には該当しない部分になっております。その他の関係につきましては、提出していただいた書類をもとに、事務局の方で確認させていただいたものとして、資料のそれぞれ、5 ページ目等々に、第 3 条申請調査書ということで上げさせていただいております。では、議案の関係につきまして、ご説明させていただきます。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現況地目	地積
■■■■	■■■■	(渡) 財産処分のため譲渡する。 (受) 空き家バンクでの農地を取得し、管理する。	堀田 是竹 茶谷	畑 1 筆	197 m ²
■■■■	■■■■	(渡) 相続したが遠方に居住しており耕作が困難なため売買する。 (受) 居住地隣接地であり、規模の拡大をしたいと考えている。	宮迫 松尾 村田	田 1 筆	975 m ²
■■■■	■■■■	(渡) 財産処分のため譲渡する。 (受) 空き家バンクで農地を取得し管理する。	神尾 綿谷 中村	畑 2 筆	282 m ²

事務局からは以上です。

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。)

議長 はい、1 件目について堀田委員さんより報告をお願いします。

堀田委員 はい、失礼いたします。4 月 18 日に私と是竹委員、茶谷委員 3 名で、3 条申請・許可申請で出ております、この案件について調査いたしました。現地は、■■■■の上の方になりまして、■■■■さんの真下の方の家になります。譲渡人が■■■■さんとなっておりますが、元々は■■■■さんという方がおられて、その方が亡くなられて、■■■■さんが相続されているのだろうというふうに思います。そこのお宅の丁度、南側の畑が、写真にございます様にありますが、197 m²の畑に花を植えたり、それから一部は獣害対策でネット等を施してやっておられます。これを■■■■さんという方が空き家バンクで取得されるということになります。過疎の中で、空き家を有効に活用される、かつまた、畑も一緒に耕作されるということは、結構なことだというふうに思っております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございます。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 2 件目について朗読説明。)

議長 はい、2 件目について宮迫委員さんより報告をお願いします。

宮迫委員 はい、よろしく申し上げます。4 月 15 日の 8 時に、現地調査委員、松尾委員、村田委員、宮迫の 3 人で現地を確認しました。申請地については、特に気になる点はありませんでした。以上確認したことを報告します。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により3件目について朗読説明。)

議長 はい、3件目について神尾委員さんより報告をお願いします。

神尾委員 はい、4月14日(金)の午前8時に現地調査員3名で、現地を確認しました。申請地については、雑草の草刈がされており、農地として利用できる状態に復元できると思われま。その他には特に気になる点はありません。以上確認した事を報告いたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第13号)

議長 それでは、議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請について」(1件1筆)を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集14ページをご覧ください。議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請について」です。

(議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請について」の内容)

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	種別等
■■■■ ■■■■ ■■■■	田1筆388㎡	資材・飼料置場	松尾 村田	第1種農地 農用地区域用途区分変更 (R5.3.24)

事務局 (議案集により1件目について朗読説明。)。こちらにつきましては、農業振興地域ということになりますので、許可妥当と判断していただきましたら、広

島県農業会議へ意見聴取する案件となっております。

議長 はい、1 件目について松尾委員さんより報告をお願いいたします。

松尾委員 よろしく申し上げます。4 月 14 日に、私と村田委員で現地確認をいたしました。■■■■■さんに案内していただきました。申請地はですね、1 枚の農地が 2 筆になっているということでございまして、その内の 1 筆の農地を資材置き場にするということでございました。盛り土はですね、1.2m かさ上げして、擁壁はブロック積みになるということでございます。周辺の農地の日照・通風については特に影響はありません。また、雨水は隣接する水路に放流されます。用水は必要といたしません。汚水は発生いたしません。以上確認した事を報告いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、10 番委員さん。

10 番 はい、10 番菰田です。飼料置場となっております、飼料といたら、何の飼料でしょうか。

事務局 はい、WCS 用稲の関係でございまして、それをホールで白い塊にしたものを、一時的に保管する場所ということで、そちらの方へ転用後は置きたいということでございました。

議長 よろしいですか。

10 番 はい。

議長 他にはありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、どうも。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。また、1 件目につきましては、広島県農業会議へ意見聴取いたします。ありがとうございました。

(議案第 14 号)

議長 続きまして、議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」(17 件 19 筆)を議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 22 ページをご覧ください。議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」) の内容

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備 考
■■■■■ (賃貸借権設定)	■■■■■	田 1 筆 202 m ²	駐車場	勝見・黒木啓・藤高	第 3 種農地 農振地域外
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田 1 筆 1,617 m ²	太陽光発電設備	藤高・勝見・黒木啓	第 2 種農地 農用地区域外
■■■■■ (賃貸借権設定)	■■■■■	田 2 筆 1,198 m ²	太陽光発電設備	藤高・勝見・黒木啓	第 2 種農地 農用地区域除外 (R5.3.23)
■■■■■ (賃貸借権設定)	■■■■■	田 1 筆 452 m ²	太陽光発電設備	藤高・勝見・黒木啓	第 2 種農地 農用地区域除外 (R5.3.23)
■■■■■ (賃貸借権設定)	■■■■■	田 1 筆 1,776 m ² の 内 469 m ²	太陽光発電設備	藤高・勝見・黒木啓	第 2 種農地 農用地区域除外 (R5.3.23)
■■■■■ (賃貸借権設定)	■■■■■	田 1 筆 1,776 m ² の 内 1,307 m ²	太陽光発電設備	藤高・勝見・黒木啓	第 2 種農地 農用地区域除外 (R5.3.23)
■■■■■ (賃貸借権設定)	■■■■■	田 1 筆 613 m ²	太陽光発電設備	藤高・勝見・黒木啓	第 2 種農地 農用地区域除外 (R5.3.23)
■■■■■ (賃貸借権設定)	■■■■■	田 1 筆 652 m ²	太陽光発電設備	藤高・勝見・黒木啓	第 2 種農地 農用地区域外
■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田 1 筆 1,486 m ²	太陽光発電設備	行吉・勝見・黒木啓	第 2 種農地 農用地区域除外 (R5.3.23)
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田 1 筆 885 m ²	太陽光発電設備	行吉・勝見・黒木啓	第 2 種農地 農用地区域外
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田 1 筆 880 m ²	太陽光発電設備	茶谷・湯川・是竹	第 2 種農地 農用地区域除外 (R5.3.23)
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	畑 1 筆 146 m ²	資材置場・加工場 (始末書提出)	茶谷・湯川・是竹	第 2 種農地 農用地区域外
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	畑 1 筆 52 m ²	駐車場 (自家用)	茶谷・湯川・是竹	第 2 種農地 農用地区域外

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により9件目・10件目について朗読説明。)

議長 はい、9件目・10件目について行吉委員さんより報告をお願いします。

行吉委員 はい、推進委員行吉が、■■■■さんの件で報告します。4月20日午後4時より黒木委員・勝見委員3名で現地確認をいたしました。場所は81ページ、右側の図で、国道■■■■、■■■■を右に入って50m位入って左側です。この土地は、4・5年前は耕作されていたと思うんですけど、4・5年は耕作してありませんでした。84ページで、土地の造成等の計画はなし、土砂の流出、崩壊等に関しては防除措置、周辺農地に対して日照とか風通しとか、支障は無いようです。用水計画ですが、用水は必要としません。汚水は発生しない。その他で流出・崩壊、排水等による周辺への被害が生じた場合は速やかに対応する。ということで別に問題は無いと思われまます。3名の意見では大丈夫だろうという判断になりました。続けていいですか。

議長 はい、お願いします。

行吉委員 続いて、10件目を、■■■■さんの件で、同じく4月20日4時より黒木委員・勝見委員3名で確認を行いました。場所は■■■■を、■■■■を左に入って、川沿いに50mぐらい下がったあたりです。耕作は、十何年されていませんでした。同じく、土地の造成の計画は、現状のままで行う、土砂の流出・崩壊については特に発生しない。周辺の農地に対しても影響はない。防除措置はしない。用水は必要としない。雨水は水路へ放流ということです。汚水は発生しない。その他で流出・崩壊、排水等による周辺への被害が生じた場合は速やかに対応する。ということですので、3名の意見では問題ないということでした。審議の程、よろしくをお願いします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により11件目から14件目について朗読説明。)

議長 はい、11件目から14件目について茶谷委員さんより報告をお願いします。

茶谷委員 はい、茶谷が報告いたします。11件目の件ですが、これは、先ほど説明がありましたように、農用地区域から外れておりまして、実は、農業法人の構成員の田圃でもあったんですが、合意解約という形で、もうすでに解約をさ

れております。この土地は、■■■■号線から脇道で、■■■■へ上がる交差点があるんですが、そこの所の地区であるかわかりませんが■■■■というアパートがありまして、そのアパートの下の方、一町ですが、そこを太陽光パネルをするという事で、現地を見ましたところ、横に大きな水路がございました。排水関係等も問題ないと思って、用水関係も問題ないであろうというふうに考えました。3人の意見はそれで一致しておりますが、審議よろしくお願ひします。それから、続けてよろしゅうございませうか。

議長 はい、続けてお願ひします。

茶谷委員 はい、12件目から14件目でございますが、この土地は、■■■■さんの家の周りは、家から出たすぐ目の前の左側に、駐車用地として使える元畑ですが、草を刈ってある程度で、荒地ではないんですが、原野的な格好になっております。そこの所を、これが、14件目か、それで12件目はすでに小屋が昔からあった所を借りとられまして、先程ありました、始末書についているというのはここでございます。準備と言っでは何ですが、草刈もきれいに管理して、その土地、もう資材保管が出来るような格好の平地にはなっております。これから整備してそういうものを、置くようなところにするんだらうと思いますが、■■■■さんの家から見ると、10mくらい下がった所で、■■■■さんという家がありますが、この上の方の土地になります。ここはもうそれ以外に使い道も多分ないかなという程度のものでございました。13件目につきましては、家の前の駐車場でできそうな感じの、これも草刈管理はすでに出来ていますが畑というにしては、もうすでに平地というような格好になっております。14件目につきましては、これも家の前で、■■■■さんの家の塀の前を、昔は畑にしていたんだらうなという感じ位の程度の土地で、やはり、今の13件目と同じような、ほっとけば、何にもしなければ、駐車場になりそうな感じの土地でございました。その■■■■さんの、買い取られる動機というのは、ハッキリしませんのですが、■■■■さんの家の周りを空き地というか、農地の空き地を買い取られたという格好になっております。今説明がありました、何か■■■■さんということで、今後、家そのものもどうされるか私等には、関知する所ではございませんでしたので、そこについては何とも申し上げられませんが、土地としては、転用されてもいた仕方ないだらうということで意見が一致いたしました。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 15 件目・16 件目について朗読説明。)

議長 はい、15 件目・16 件目について湯川委員さんより報告をお願いします。

湯川委員 はい、失礼します。4 月 18 日(火) 9 時半頃、事務局の指定通り 3 人、茶谷委員さん・是竹委員さん・私と 3 人で現地確認を行いました。この現地は、世羅町■■■■の■■■■という■■■■があるんですが、■■■■道路から、西側を通って上がるのと、それから東側で■■■■さんの裏へ通じる道とがあるんですが、■■■■さんの裏から約 50m くらい下がった東へ寄ったところへ、この現地がございます。15 番が上です。16 番が下です。家の下。太陽光の発電パネルということで、土地の造成とかいうことは一切ない。従いまして土砂の流出もございません。周辺の農地の日照関係にも、支障は及びません。風通し、これも関係ないです。用水は必要ございません。雨水は近くの排水溝へ流れる様になっております。汚水、生活排水は、これはなしということになっておりまして、別に問題ないかと思えます。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、10 番委員さん。

10 番 はい、10 番荻田です。今の 15 件目・16 件目というのは、今、話題のコウノトリが巣をしている所だと思うんですけど、許可をすれば、1 年以内というのがあるんですけど、農業委員会とか関係ないかもしれませんが、そういう工事期間というのは、配慮されてますでしょうか。

議長 はい、事務局から。

事務局 はい、基本、転用にあたっての工事期間でございますが、許可後、1 年以内ということが入っております。そういった状況等が変わっている所につきましては、再度、許可をださせていただく際に、許可妥当と判断していただきましたら、そういったところへ、そこら辺は、教育委員会等々と協議が必要となってくると思うんですけど、実際、私もそういったものがあるというのは、今、荻田委員さんから聞いて分かったという様な状況であるのが、正直なところでございます。そういった状況であるのであれば、そういった話を伝えてもいいのかということも含めてですね、教育委員会等々と協議をさせていただいて、回答をしていく必要があるというふうには思います。

10 番 はい、直接にはですね、コウノトリが農業委員会には関係ないところですが、ある意味、自然環境というか農業というのは繋がっていると思っているところもありますんで、是非とも、そういったところは守っていただくような工事期間とかいうふうにしていただきたいと思います。

事務局 はい、転用にあたっての関係については、勿論、委員さんから伺った通りですね、地域との調和といったところもございますので、そういったところが、先程のコウノトリの部分は除いて、許可妥当というところで、今回、総会の方へ上げさせていただいておりますので、コウノトリの関係につきましては、確認をさせていただいて、そういったところがあるので、工事には、気を付けてい

ただきたいというふうなところになってくるのかなと思いますが、教育委員会等と確認していただいて、また、許可権者の方へ、ここは、一応行政書士の方が代理人になっておりますので、そちらの方へ、伝えさせていただけばというふうには思います。

議長 はい、8番。

8番 はい、8番宮丸です。先程の荻田委員さんが言われた件についてですが、新聞、マスコミ等で、コウノトリは、すごく大きく取り上げられて、私も現地を一回見に行きました。150m以上離れて観察してくださいとか、ただ、その電柱のすぐ傍に居られる、お家の方の許可は得られておられて、静観するというか、そういうふうな状況にある中で、工事自体が本当にできるのかなというふうなことを思います。先程、事務局の方から、教育委員会との協議というふうなことも言われておりますが、どの観点で、どこでおとしどころということもありますが、自然環境という点では配慮がいるのかなというのを荻田委員さんと同じように思います。以上です。

議長 はい、それについては、21日に、女性委員を増やしてくれという話で、町長と面談した時にですね、町長からもこの様な話が出て、消防車も出てからサイレン鳴らせ、早くから鳴らすとか、大きな声でしゃべるとか、このようなことを実は、皆にしている。というようなことで、かなり世羅町としても、コウノトリが来たということは、ひとつ良い瑞兆だということで捉えられておりまして、そう言ったような背景を踏まえて、また、教育委員会とも話し合いながら、業者の方との話し合いをすればと思いますので、よろしく願います。

事務局 はい、そうですね。基本的にコウノトリが、自然環境の関係、コウノトリに関しては、特段、農地法の法律の中には、そこを見るとかいうところは、基本無いんです。あるとしても文化財の保護法との関係、埋蔵文化財があるかどうかというところは、規定の中にちゃんと書いてあるんですけど、その他の部分に、なってまいりますので、どういった程度まで、程度までというか、どこまでするっていうか、「許可が出せない」ということには、なかなかならないのかなというふうには思いますし、そこらに関しても、教育委員会等もしくは県農業会議等に確認させてもらいながら、どういった所で出来るかと言ったところの判断になってくるのかな、と思いますが、確認をさせていただいてということに。

議長 はい、10番委員さん。

10番 はい、10番荻田です。これを許可するということは、農業委員会が許可したということになる。「何故、農業委員会が許可したのか」というふうに、もし、いなくなった時工事の音とかで、それは当然言われる話であって、特にそちらの振興課の方へ、地域の方々の結構守りたいという意識が強いみたいですから、そういう苦情いうのは、そちらの方へ行くんじゃないかと思いますが、そこは是非、新聞に書いてあった30日か、何日かというのがあったと思うんで、それ以降過ぎてとかですね、条件付きとかですね、そういう形でですね、言わないと、多分農業委員会の方、また、振興課の方へ、地元からの苦情とい

うのが、おおいに来る可能性があるので、そこは配慮した方が、お互いの為だとは思いますが。

議長 はい、事務局長。

事務局長 はい。委員の皆さんの気持ちというのは十分伝わってきました。出来る範囲で、お願いのような形になるのかもしれないですけども、そこら辺も含めて、教育委員会なり農業会議なりに確認をとりながら、出来る範囲で、出来るお願いを業者さんの方にしていければと思っております。

議長 はい、9番委員さん。

9番 9番鈴木です。今、荻田さんが言われた、条件付きの工事、コウノトリに影響がない、期間を外して工事するというので、これは向こうが、相手方が、飲み込まなかったらどうなるんですか。許可しないで。そういう考え方で良いですかね。法律的には、分からないんですけど。許可せん訳に行かん所があるんかもわからんが、この地域の中の自然保護ということであれば、農業委員会としても出来れば、自然を守って行くという方向であれば、条件付きを飲んでもらえなかったら、「許可は出せない」ということが出来るんならその方向で行ってほしい。以上です。

湯川委員 ちょっと良いですか。

議長 どうぞ。

湯川委員 現地確認して、状態を見てですね、この書類が出来て、事務局で双方の意見を聞いて、法律で抵触しないような状態だったら許可を出してる訳ですね。許可が出ているということはですね、現場へ行って、この人へ渡したらいけんとか、ここで発電パネルを設置してもらったら困るとかいう意見を、例えば、近所の方から聞いたとすればですね、その意見を述べるだけの事であって、もうすでにこれが出てたらどうしようもないんじゃないんですか。抵触してる状態だったら、許可出してないはずなんです。

議長 失礼ですけど、まだ許可は出てないんです。

湯川委員 許可はまだ出てないんですが、ただ、こういう道順ですから。

議長 受付をして。

湯川委員 現地確認が全部済んでですね、許可を出す筋合いではある。それは分かっとるんです。

議長 但しというのがついて、農地法で言われる所の書類が確実にそろっていれば、今言われるような、条例でもない限り、何かない限り、おそらく反対するというにはならないと思うんです。ただ、8番、9番、10番委員さんが言われるように、工事期間が1年という猶予期間がある訳ですから、この工事自体がどのくらいかかるか、何日かかるか分かりませんが、「お願い」という形ではやってみよう、こういう話じゃないかと思えます。

湯川委員 状態を見てですね、経済状態、その渡す人の状態もあるんですよ。これはもう、耕作はようしてないと、明らかに出来ない状態でも、出来ないところは出来ないというのがあるんですね、法律的に。ですからね、現場確認するのは、権限は無い。権限は無いんですけど確認をして、こういう状態がいいです

か、どうですか、見てくださいということだけ。それを 1 人ではいけないから、3 人以上ということになっとるんだらうと思うんですよ。

議長 はい、おっしゃる意味は良く分かります。見られる方については、現地を見られての、そのままの報告をしていただく、それについて判断をするのは、この重要権だというふうに思ってますので。はい。そのようなことだらうと考えております。はい。

議長 ほかに、そういう考え方でよろしいですか。

事務局 はい、この場で「条件付きということで許可する」と決めていただければ、その条件の付いたもので許可させていただくようになると思います。その許可の内容につきましては、どうしても期間等も、申請を受け付けしてから、許可を出すまでの期間というものが、標準的に定められておりますので、そういったものに対しては、会長・副会長・役員と協議させていただいたものでですね、条件付きの許可書というふうな定義をさせていただいて、許可を出すというふうな方向にさせていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

議長 6 番。

6 番 6 番夏見です。こないだちょっと聞いたんですけど、コウノトリ、これを監視される方が居られる。大体 5 月の 20 日位に、卵からむでるんじゃないかというような話を聞きました。これが順調にいけばそうであるし、順調にいかなければもう駄目だということだと思えますね。もし、話の交渉として猶予があるのであれば、雛の巣立ちとか、そういうのがその動物を研究しているところで、訪ねればわかる訳ですから、巣立ちが何月ごろになるとか、いうふうなね、逆算して行って、そこを、施工業者がそこまで待ってもらえるんかどうか、いうふうなね、色んな計画の案を含めて、こちらからね、交渉の中へ出していく、ような考え方をしないと、最終的には土地を持つとる人と、施行する人がもう、権利を持つとる訳ですから、こちらからどうこういう訳にも行かんでしょうから、やはりその中で今のような話があるのであれば、どちらもある程度勉強して、交渉の中へ入って行ったらいうふうに思います。

議長 はい、ほかに、いずれにしましても、先ほどらい質問が出ましたようなことを踏まえて、どの様なことが出来るか、役員をはじめ、事務局と相談しながら、相手と交渉して行きたいというふうに思います。これについてはまた、5 月の総会で報告させていただきます。それでよろしいでしょうか。

議長 返事がない。よろしいでしょうか。

議長 それではということで、ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 17 件目について朗読説明。) こちらの方は、第 1 種農地となっておりますので広島県農業会議への意見聴取案件となっております。

議長 はい、17 件目について上羽場委員さんより報告をお願いします。

上羽場委員 はい、それではご報告をいたします。農地法第5条の規定による許可申請について、現地の確認を行いました。日時は4月17日18時より3人の委員により行いました。申請書の通りで特に問題は認められませんでした。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、5番委員さん。

5番 5番安井です。地図で見ますと、三角な農地の端っこに見えるんですが、これは、雑種地となっているんですが、この大きな田圃とは別区画になっとるわけですか。

議長 はい、事務局

事務局 別区画となっております。

5番 耕作されてない。

事務局 利用権設定された農地でございましたが、そういった転用の計画がございましたので、事前に合意解約の方、されておられます。今は、

5番 三角の大きな田圃の持ち主の土地になるんですか。この農地転用するところだけが■■■■さんの所有になるわけですか。

上羽場委員 良いですか。

議長 はいどうぞ。

上羽場委員 いま、ご覧になっている写真があろうかとも思いますけども、そこにすべて、■■■■という大きな圃場からずーと全部で5枚になっておりますが、全部■■■■さんの持ち物です。全て。

5番 はい。

上羽場委員 それでその、■■■■ですね。そこだけを一応、取得しときたいということで、この申請です。

議長 よろしいですか。

5番 はい、ありがとうございました。

議長 ほかにはありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。但し、先ほどらしいのクワノトリの件のところにつきましても、皆さん方から意見を頂戴してありますので、それを付けてということが前提になろうかと思えます。それでは挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はいありがとうございます。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。また、17件目につきましては、

広島県農業会議へ意見聴取いたします。

(議案第 15 号)

議長 それでは、議案第 15 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について（利用権設定）」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。それではまず、別冊議案第 15 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の作成について」説明いたします。2 ページをお開きください。（以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について、農用地利用集積計画（利用権設定）の集計を概略説明）

甲山地区 15 筆 20,004 m² 世羅地区 84 筆 112,391 m²

世羅西地区 4 筆 7,194 m² 合計 103 筆 139,589 m²

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 はい、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 16 号)

議長 それでは、議案第 16 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定による農用地利用集積計画について（一括方式）」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 はい。続きまして別冊議案第 16 号「農用地利用集積計画（一括方式）の作成について」、農地中間管理機構を通じた契約の集積になります。2 ページをお開きください。（以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について、農用地利用集積計画（一括方式）の集計を概略説明）

世羅西地区 1 筆 3,782 m² 合計 1 筆 3,782 m²

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 はい、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで協議報告事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。折元副会長、よろしく申し上げます。

(議長交代・3番 折元 文則)

(議長交代 14 時 48 分)

(協議事項)

議長 はい、それでは協議事項(1)「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」事務局の説明を求めます。

事務局 事務局説明。

議長 はい、事務局の説明がおわりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

(報告事項)

議長 それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」4件報告。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(3)「非農地証明申請について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(3)「非農地証明申請について」5件報告。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(4)「農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(4)「農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)」報告。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 報告事項(5)「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(5)「農業相談について」4件報告。

議長 事務局からの報告が終わりました。

(連絡事項)

議長 それでは、連絡事項(1)「今後の日程について」事務局から連絡をお願いします。

事務局 連絡事項(1)「今後の日程」連絡。

議長 はい、ありがとうございました。これを持ちまして第4回世羅町農業委員会総会を終了いたします

(閉会 15 時 32 分)